特許庁が昭和四二年審判第七〇一号事件について昭和五三年四月一四日にした審決を取消す。 訴訟費用は、被告の負担とする。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

原告は、主文同旨の判決を求め、被告は、「原告の請求を棄却する。訴訟費用 は、原告の負担とする。」との判決を求めた。 第二 請求の原因

ー 特許庁における手続の経緯

被告は、登録第六九二七三五号商標(以下「本件商標」という。)の商標権者である。本件商標は、別紙第一のとおりの構成よりなり、第三〇類「菓子、パン」を指定商品として、昭和三九年六月二七日登録出願、昭和四〇年四月二八日出願公告、同年一二月一四日設定の登録がされ、昭和五一年四月八日商標権の存続期間更新の登録がされているものである。原告は、被告を被請求人として、昭和四二年九月二五日、本件商標の登録無効の審判を請求したところ、特許庁昭和四二年審判第七一〇一号事件として審理され、昭和五三年四月一四日右審判の請求は成り立たない旨の審決があり、その審決の謄本は同年五月二九日原告に送達された。

ニ 本件審決の理由の要点

本件商標は、前項記載のとおりである。

請求人(原告)の引用する登録第四七九八八四号商標(以下「引用A商標」という。)は、別紙第二の(1)のとおりの構成よりなり、旧第四三類「餅」を指定商品として、昭和三〇年六月一七日登録出願、昭和三一年四月二六日設定の登録がされ、昭和五一年一月一八日商標権の存続期間更新の登録がされているものである。同じく登録第五六一二九一号商標(以下「引用B商標」という。)は、別紙第二の(2)のとおりの構成よりなり、旧第四三類「菓子及び麺麭の類(但し、餅を除く。)」を指定商品として、昭和三四年八月一五日登録出願、昭和三五年一二月一〇日設定の登録がされたものである。

本件商標及び引用A商標、引用B商標は、別紙第一及び別紙第二の(1)(2)のとおりの構成よりなるものであるから、本件商標と引用各商標は、全体構成が相違するばかりでなく、両者の図形自体も互に異なるものとして看取されるから、外観上類似するものということはできない。

次に、これを称呼上よりみるに、本件商標は、これを構成する「どんがめ」の文字部分から「ドンガメ」の称呼を生ずることが明らかである。しかしながら、該文字の下部に描かれた図形部分は何を表わしたものかにわかに理解することが親に表わしたものである。仮に該図形が兜蟹を表わしたものであるとしても、一般に親に表わられたものである。したがつてある。とは認識しえないものである。したがつて、本件人もそれが兜蟹の図形であることは認識しえないものである。したがつて、本件人に接する取引者需要者は、図形の上部に表わされた「どんがめ」の文字がは生じないと考えるから、「ドンガメ」以外の称呼は生にない、笠岡地方に永住する者にとつても、それは「どんがめ」であるばかりている。の文字があるに拘らず、殊更「カブトガニ」と称呼することはないとみるのが取引の実情に沿うものといえる。

他方、引用A商標は、これを構成する文字中その要部とみられる「カブトガニ餅」の文字部分から、「カブトガニモチ」又はその指定商品「餅」との関係上「餅」の部分を省略して単に「カブトガニ」の称呼を生ずることが明らかである。しかしながら、図形部分は、輪廓を描いてなるものであつて、何を表わしたものかにわかに理解し難いものであるから、これに接する取引者需要者は、該図形は「カブトガニ餅」の文字との関係上「かぶとがに」を表わした図形であると理解し、笠岡地方に永住する者にとつても同様に兜蟹を表わした図形であろうと理解し、図形の称呼を限定的に表わしたとみられる親しみやすい「カブトガニ所の文字とはないものとみるのが相当である。同様に、引用B商標の称呼も「カブトガニ」とはないものとみるのが相当である。同様に、引用B商標の称呼も「カブトガニ」

以外の称呼は生じえないものである。

そうであれば、本件商標の称呼は「ドンガメ」であり、引用A商標の称呼は「カブトガニモチ」又は「カブトガニ」、引用B商標の称呼は「カブトガニ」であるから、両者は、称呼においても非類似である。

他方、引用A商標は、「カブトガニ餅」の文字部分から兜状の甲羅をした蟹又はこれを象つた餅の観念を生ずるとしても、図形部分から直ちに兜蟹の観念は生じえないとみるのが自然であり、同様に引用B商標は、兜状の甲羅をした蟹の観念を生ずるとみるのが自然である。

であるのが自然である。 また、本件商標登録当時笠岡地方に永住する者は、兜蟹とは「どんがめ」をいう ものであつて本件商標の「どんがめ」の文字部分から兜蟹を観念したとしても、引 用A、B商標の「カブトガニ」の文字部分からは、兜状の甲羅をした蟹の一種であると理解し、兜蟹の観念は生じえないし、「どんがめ」の学名が兜蟹であることを 知つている本件商標の指定商品を取扱う極めて少数の取引者需要者においてもが 地商品の識別標識である商標として両商標に接した場合、方言としての「どんが め」と学名としての「カブトガニ」の印象とでは自づから別異なものとして感得 し、観念においても彼此相紛れるおきないものといわない。

そうであれば、本件商標と引用A、B商標とは外観、称呼、観念のいずれの点よりみるも非類似の商標といえるから、たとえ、両者の指定商品が相抵触するものであるとしても、本件商標の設定登録は、商標法第四条第一項第一一号の規定に違反するものではなく、本件審判請求は理由がない。

三 本件審決の取消理由

引用A、B商標の各構成、各指定商品及び各設定登録の日、商標権存続期間更新登録の日が審決認定のとおりであることは争わない。しかし、審決は、次の点において違法であるから、取消されるべきである。

1 本件商標と引用A、B商標とは外観において類似するのに、審決が外観上類似しないとしたのは、判断を誤つたものである。

本件商標と引用A、B商標は、いずれも図形と文字から成るが、各商標を全体として観察すると、文字部分よりも図形部分が主たる要素となつている。すなりの本件商標と引用A、B商標は、いずれも図形部分が圧倒的に看者の注意をひるの対し、文字部分はあくまで附従的又は附飾的なものと認められるから、両商とが必要である。しかして、本件商標は横向きに、引用A、B商標は縦向きはがているものの、いずれも標準和名を「カブトガニ」と称し、地方によつであるといるものの、いずれも標準和名を「カブトガニ」と称したものである。そして、本件商標と動物の背面を図案化したものであるとと、あり、などと呼ばれる剣尾目に属する節足動物の背面を図案化したものであるとと、も間である。そして、他にこのような特徴を有する生物は存在しないてあると、本件商標の方が引用A、B商標と引用A、B商標と同形の図形部分においており、結局全体的構成も類似しており、これを離隔観察した場合には、両者は外観上類似する。

2 本件商標と引用A、B商標とは、称呼において類似するのに、審決が称呼上類似しないとしたのは、判断を誤つたものである。

審決は、本件商標の称呼を「ドンガメ」であるとしているが、本件商標は「どんがめ」の文字部分のほか、その下部に描かれた図形部分から成り立つ結合商標であるから、「どんがめ」の文字と右図形との関連においていかなる称呼が生じるかを

似しないとしたのは、判断を誤つたものである。 標準和名を「カブトガニ」と称する生物は、岡山地方に居住する者にとつてはもとより、本件商標登録以前から、ほぼ全国的に周知の生物であつて、かつ、右生物は、標準和名と同様に一般に「カブトガニ」と呼ばれているものである。しかして、本件商標と引用A、B商標の各図形部分はいずれも右「カブトガニ」なる生物を図案化したものである。

本件商標は、その図形部分との関連において観察すると、「ドンガメ」以外の観念が全く生じえないということはできず、本件商標の図形は「カブトガニ」であることが容易に看取でき、かつ、「どんがめ」は岡山地方における「カブトガニ」の方言であることもほぼ周知の事実といえるから、一般の取引者需要者が本件商標から「ドンガメ」のほかに「カブトガニ」を観念することも自然である。

ら「ドンガメ」のほかに「カブトガニ」を観念することも自然である。 観念の類似は知覚的要素を基礎として判断されるところ、本件商標については、 その図形がまさに「カブトガニ」を表わしているものであり、かつ、「ドンガメ」 と「カブトガニ」は同一生物に対する異なつた呼び名にすぎないことなどを総合す ると、本件商標から「カブトガニ」の観念が生じる程度はきわめて大きい。

と「カブトガニ」は同一生物に対する異なつた呼び名にすぎないことなどを総合すると、本件商標から「カブトガニ」の観念が生じる程度はきわめて大きい。他方、引用A、B商標がそれぞれ文字と図形とが相まつて「カブトガニモチ」又は「カブトガニ」と観念されることは至極当然のことであつて、審決のように、これを「兜状の甲羅をした蟹の一種であると理解し、兜蟹の観念は生じえない。」とするのは、誤りである。

第三 被告の陳述

- 請求の原因一及び二の事実は、いずれも認める。
- 二 同三の主張は争う。審決には原告主張のような誤りはない。
- 1 (外観について)

本件商標は、文字が図形の上部に配されており、視覚上、文字の部分も図形の部分と同様に看者の注意をひく部分であるから、いずれも要部となすべきものである。また、引用A、B商標は、いずれも文字が中央部分に配され、図形は文字の輪廓としてあらわされているから、文字部分と図形部分はいずれも要部であるとしても、ウエイトはむしろ文字部分にあるとするのが自然である。

本件商標を横に向け、図形中の剣状の突起部分を下方にして、その図形部分のみと引用A、B商標の図形部分のみとを対比するも、下方に先細の剣状突起があること(本件商標は合計八も引用A、B商標はいずれも合計一二本)を除けば、両者は、視覚上も看者に対し全く異なる印象を与えるものである。すなわち、本件商標は、頭髪をおかつぱに上がこぶ状にふくれあがり、飛翔する鳥の姿か、「えい」の一種を思わせるような静であるから、両者の全体の形状も、それが世人に与える視覚上のニュアンスも全く異なるものであつて、これらの図形のみを時と所とを異にして離隔的に観察するとしても、両者は外観上明らかに区別されうるものである。

実際の登録商標は、本件商標の場合は「どんがめ」の文字が横書きされ、かつ、 図形は文字部分の下に剣状の部分を右にして配されているので、文字部分との関係 上もこのような配置のもとにしか使用されえないことは明らかである。これに対 し、引用A、B商標についても、文字部分との関係上、剣状の部分を下方に配する ようにした以外の使用方法はありえないことが明らかである。したがつて、本件商 標と引用A、B商標とは、その全体的な構成が全く異なるものであるから、両者の 外観を全体的に把握すれば、これらを離隔的に観察するとしても、看者は一見して これらを識別しうるであろうことは経験則に照らし明らかなところであり、この点 に関する審決の判断に誤りはない。

なお、原告は、本件商標と引用A、B商標は、いずれも「カブトガニ」を図案化したものであることが明らかであると主張するが、本件商標の登録時点においては、「カブトガニ」なる生物は到底世人一般に親しまれていた生物であるとはいえないので、そのような事情のもとにおいては、世人は本件商標と引用A、B商標の各図形から、これらが同一の範疇に属する生物であるとは到底認識することができないものと考えられる。

本件商標を構成する文字「どんがめ」は、もともとは「泥亀」「胴亀」に由来し た「すつぽん」の異称であることは、三省堂発行新国語中辞典(乙第一号証の一な いし三)あるいは岩波書店発行広辞宛(乙第二号証の一ないし三)によつても、明 らかなところである。たまたま笠岡地方においてのみ「カブトガニ」の方言として 「どんがめ」の語が使用されていることは事実であるが、それは、広島県では「ダンガメ」、徳島県及び和歌山県では「ヒガンガニ」、福岡県では「ウンキュウ」「ハチガメ」、大分県では「ウチワエビ」「カブリガニ」などと呼ばれており、 「どんがめ」もこれら数多くの方言と同様、岡山県の一地方で使用されている方言 の一つにすぎない。また、「カブトガニ」なる動物自体も、一般にきわめてなじみ の薄いものであり、特に本件商標が登録された昭和四〇年ころにおいては、本件商 標の指定商品菓子類の取引者需要者間にあつて「カブトガニ」なる語により、剣尾 類に属する兜蟹を理解する者は、動物学者あるいは生物に興味を有する一部特殊な 人々を除いては、ほとんどいなかつたといつても過言ではない。このような事情の もとにおいては、「どんがめ」の語により取引者需要者は「鈍重な亀」の意味を理 解するのが通例であり、たまたま辞書等によりそれが「団亀」あるいは「すつぽ ん」の意味であることを解する者があるとしても、それが兜蟹であることを理解す る者は、笠岡地方の者以外にはほとんどいなかつたとするのが実状に合致する。さ らに、本件商標の図形も、一般世人にとつては何を表わすのか理解し難いものであ るから、文字部分との関係において「鈍重な亀」又は「すつぽん」をカリカチュア化した図形と解されるにとどまるのが通例であろう。ただ、笠岡地方の相当数の人々は、それが「どんがめ」すなわち兜盤を表わした図形であることを理解するであ ろうし、また、「カブトガニ」の生息地の人々の一部の者も、それが「ヒガンガ ニ」「ウンキユウ」などと呼ばれ、他所ではこれを「どんがめ」とも呼ぶところも ある兜蟹であることを理解することもあろうが、これらの者も、特定の図形の称呼 を限定的に表わした本件商標との関係においては、これを「どんがめ」によつて理 解するものである。そうであれば、本件商標からは兜蟹の観念は生じない。

次に、引用A、B商標にはいずれも「カブトガニ」の文字が記されているが、一般には、剣尾類の兜蟹を理解する者はほとんどいないから、引用A商標からは、兜状の甲羅をした蟹又はこれらを象つた餅の観念が、引用B商標からは、兜状の甲羅をした蟹の観念が生ずるとするのが自然であつて、兜蟹の観念は生じない。ただ、剣尾類の兜蟹を知る一部特殊の人々あるいは兜蟹の生息地の人々でその標準和名を知る少数の人々には、引用A、B商標の文字と図形からして剣尾類の兜蟹を理解する者はあるであろうが、それは、指定商品「菓子、パン類」の一般取引者需要者からすれば、きわめて狭い範囲に限られている者にすぎない。第四 証拠関係(省略)

理 由

一 請求原因一及び二の事実は、当事者間に争いがない。そこで、原告主張の審決取消事由の存否について判断する。

ニ まず、観念の類否について考察する。

右事実に徴すれば、本件商標についての商標権の設定登録の日(昭和四〇年一二月一四日)ないし商標法第一八条第二項、第四一条第一項の各規定と本件商標の出願公告日(同年四月二八日)とから推認される商標登録をすべき旨の査定の日の当時においては、カブトガニは、岡山県笠岡地方にとどまらず、ほぼ全国的に知られ

た生物であつたと認めることができる。

ところで、本件商標の図形がカブトガニの背面を図案化したものであることは、それが後体部に尾剣を有するなどカブトガニの独特の体形を現わしていることから容易に理解できるところであり、しかも、右図形部分は、その大きさ及び位置からみて本件商標において強く看者の注意をひくものであるから、指定商品「菓子、パン」の取引者需要者が本件商標からカブトガニを観念することはきわめて自然というべきである。したがつて、本件商標からカブトガニの観念を生ずる。本件商標からカブトガニの観念を生ずることをさらに強めるあるが、このことは、本件商標からカブトガニの観念を生ずることをさらに強めることにはなつても、これを妨げる事由にはならない。

のるか、このことは、本件向保からカットカーの観点をエッることをもられることにはなつても、これを妨げる事由にはならない。 他方、引用A、B商標についても、その図形がカブトガニを図案化したものであることは、前述したところに徴し容易に理解できるものであり、その文字部分「カブトガニモチ」あるいは「カブトガニ」と相まつて、引用A、B商標からカブトガニの観念を生ずることは明らかというべきである。

被告は、本件商標の登録当時においては、カブトガニは岡山県笠岡地方においては周知の生物であるとしても、全国的には未だ一般に知られた生物ではないとの主張を前提として、本件商標からも引用A、B商標からも、カブトガニの観念は生じないと主張するが、これを採りえないことは前述したところから明らかである。また、被告は、「どんがめ」は「すつぽん」の異称であり、あるいは一般世人は「ど

んがめ」から「鈍重な亀」の意味を理解すると主張するが、そのようなことがあるとしても、本件商標の図形部分からカブトガニの観念を生ずるとの前記認定を左右 するものではない。

右のとおりである以上、本件商標と引用A、B商標とは観念において類似する商標であり、両者を観念においても非類似とした審決は、その余の点について判断す るまでもなく、類否の判断を誤ったものであって、違法であるから、取消されるべ きものである。

三 よつて、本件審決の違法を理由にその取消を求める原告の本訴請求を正当として認容することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法第七条及び民事訴訟法第八九条の規定を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 荒木秀一 杉山伸顕 清野寛甫) <12172-001>